

## 市街地循環バス実証運行業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

この要領は、市街地循環バス実証運行業務委託について、当該業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するための公募型プロポーザルを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 委託業務の概要

- (1) 件名：市街地循環バス実証運行業務委託
- (2) 履行場所：館山市内
- (3) 履行内容：別添「市街地循環バス実証運行業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：委託契約締結日から令和3年12月31日まで
- (5) 提案上限額：14,584,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする

### 3. 委託業務の趣旨・目的及び公募型プロポーザル方式採用の理由

館山市では、令和2年3月、公共交通施策推進のマスタープランとなる「館山市地域公共交通網形成計画」を策定し、計画の中で重点的に取り組む分野のひとつに定められている「市街地における回遊性の向上」を推進するため、令和2年度に2か月間の実証運行を行ったが、ほぼ全ての期間が新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言下となってしまい、平常時の利用動向を測ることができなかった。また、令和2年度の実証運行で課題や利用者意見が数多く出されたことから、本格運行の必要性を再検討するために、本業務を行うものである。

実施に当たっては、安全なバス運行はもとより、特に令和2年度の実証運行で明らかになった課題等を解決し、利用を増加させるための施策等が求められる。

ついては、豊富な経験と事業遂行能力を有し、創意工夫により利用者の増加を図るための施策実施や助言を行うことができる優れた事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用するものとする。

### 4. プロポーザル参加資格要件

- (1) 参加申請書（様式1）の提出期限日（令和3年5月7日）において、道路運送法第四条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている者、又は一般貸切旅客自動車運送事業者若しくは一般乗用旅客自動車運送事業者であって、実証運行開始日までに一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受ける見込みである者であること。なお、2以上の者が共同で参加申請を行うことも可能とするが、その場合は共同申請者の中に一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている者を1以上含むこととする。

- ( 2 ) 参加申請書（様式1）の提出期限日（令和3年5月7日）において、館山市入札参加適格者委託名簿の大分類「運搬・保管」、中分類「旅客輸送」に登載されている者（共同で参加申請を行う場合は、代表者が本要件を満たしていること。）
- ( 3 ) この告示の日から契約決定の日までの間に、館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者
- ( 4 ) 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者
- ( 5 ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - イ 対象工事の入札日前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ( 6 ) 過去10ヶ年度（平成23年度から令和2年度まで）に以下の同種・類似業務いずれかの実績を有する者
- ・同種業務  
地方公共団体からの発注・契約に基づく廃止代替バスやコミュニティバスの運行業務
  - ・類似業務  
地方公共団体からの発注・契約に基づくスクールバス運行業務及びデマンド型交通運行業務

## 5 . 事業スケジュール

項目	スケジュール（予定）
( 1 ) 事業の告示・実施要領等公表	令和3年4月7日（水）
( 2 ) 参加申請書及び提案書受付期間	令和3年4月7日（水）から 令和3年5月7日（金）まで
( 3 ) 質問書受付期間	令和3年4月7日（水）から 令和3年4月27日（火）まで
( 4 ) 質問への最終回答予定日	令和3年4月30日（金）
( 5 ) 参加資格審査結果通知	令和3年5月10日（月）
( 6 ) プレゼンテーション審査	令和3年5月13日（木）
( 7 ) 業者選定結果の通知	令和3年5月17日（月）
( 8 ) 受注予定者との協議期間	令和3年5月17日（月）から

	令和3年5月20日(木)まで
(9)契約締結予定日	令和3年5月21日(金)

## 6. 事業の告示・実施要領等配布

本プロポーザルに係る事業告示日から、実施要領等資料を下記のとおり配布する。

### (1) 配布資料

- ・市街地循環バス実証運行業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ・市街地循環バス実証運行業務委託公募型プロポーザル様式
- ・市街地循環バス実証運行業務委託仕様書

### (2) 配布方法

館山市公式ホームページ内「しごと・産業情報/入札・契約/プロポーザル」からダウンロードすること。

URL <https://www.city.tateyama.chiba.jp/>

## 7. 参加申請書・提案書等の提出に関する事項

### (1) 応募書類

下記「提出書類一覧」のとおり

### (2) 受付期間

令和3年4月7日(水)午前8時30分から

令和3年5月7日(金)午後5時15分まで

### (3) 参加申請書・提案書等提出方法

担当課へ持参もしくは郵送により提出すること。

持参の場合は、館山市役所閉庁日を除く各日の午前8時30分から午後5時15分の間に担当部局に直接提出すること。

郵送の場合は、上記(2)受付期間内必着とする。また、配達記録が残る方法で郵送すること。

### (4) 提案書等作成上の注意

- ・作成に当たっては日本語を用い、通貨は日本円とすること。
- ・下記「提出書類一覧」のうち、及び については正本1部を提出すること。  
から については、正本1部と副本8部をそれぞれファイルで綴じて提出すること。なお、 の提案書表紙について、正本は申請者名入り、副本は申請者名抜きとすること。また、 から の書類については、正本、副本とも申請者名抜きとすること。
- ・サイズは日本工業規格によるA4判とすること。ただし、図表等についてはA3判を折り込んでも構わない。

## 提出書類一覧

提出書類	留意事項
参加申請書（様式 1）	
会社概要書（様式 2）	会社パンフレット等、任意様式の添付も可。
提案書表紙（様式 3）	所在地・会社名・代表者を記入し鑑表紙とする。（副本は会社名等抜きで作成すること）
業務実績（任意様式）	直近 10 ヶ年の同種又は類似業務の契約実績を最大 5 件まで記載する。また、契約実績の内容が確認できる書類を（契約書の写し等）を添付すること。
業務実施体制（任意様式）	本業務に係る運行管理者等人員配置の実施体制を記載する。共同で参加申請を行う場合は、連携協力体制等について必ず記載すること。
企画提案書（任意様式）	本業務について、以下の観点を盛り込んだ企画提案書を作成すること。 ア 事業実施に関する基本的な考え方 イ 仕様書別紙 1 に示した提案項目についての考え方・方針等 （追加の独自提案を含む） ウ 安全運転、安全管理に関する考え方
業務工程表（任意様式）	履行期間中における業務のスケジュールを記載する。
見積書（任意様式）	合計金額のほか、積算内訳も記載する。

## 8 . 質問書の受付及び回答

本業務及びプロポーザルについて質問がある場合は、令和 3 年 4 月 7 日（水）午前 8 時 30 分から令和 3 年 4 月 27 日（火）午後 5 時 15 分までに質問書（様式 4）を、電子メール又はファックスにより担当課へ提出するとともに、提出した旨を電話により担当課へ連絡すること。

質問に対する回答については、令和 3 年 4 月 30 日（金）までに、館山市公式ホームページ内に掲載する。

## 9 . 参加資格の確認及びプレゼンテーション審査の詳細通知

提出された申請書等により参加資格を確認し、参加資格を満たす申請者にはプレゼンテーション審査当日の集合時刻等詳細を電子メール・ファックス等により連絡する。提案資格確認結果通知書（様式 5）は、プレゼンテーション審査当日に手渡す。なお、参加が認められなかった者に対しては、その理由を記載して郵送する。

## 10. 評価方法及び評価基準

### (1) 評価方法

本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を、厳正かつ公正に決定するため、市街地循環バス実証運行業務委託受託候補者審査委員会(以下「審査委員会」)を設置し、審査委員が、提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションの内容について、下記(2)の評価基準に対して、(3)の採点を行い、審査委員全員の平均点を算出し、最高点を得た者を受託候補者として選定するものとする。小数点以下については、小数点第2位を四捨五入して算出する。最高得点者が2提案者以上になった場合は、6ページに記載した「(2)評価基準」のうち、及びの得点が最も高い者を受託候補者として選定する。

なお、価格評価点(30点、自動計算)を除く評価項目の点数(70点)について、審査委員全員の平均点が42点(平均的な内容)未満の事業者は失格とする。

### (2) 評価基準

【採点基準1】 30点 下記基準による自動採点を実施する		
評価項目	採点基準	配点
見積額	・(最低提案額/提案額) × 30	30
【採点基準2】 10点		
評価項目	評価の視点	配点
業務実施体制	・運行管理者等が適切かつ十分に配置され、事業遂行能力があるか。 ・本市との打ち合わせや問い合わせに的確・迅速に対応でき、円滑かつ確実な業務を遂行可能と判断できる体制が組まれているか。	5
業務実績	・本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。	5
【採点基準3】 60点		
評価項目	評価の視点	配点
事業実施に関する基本的な考え方	・本業務の背景や目的、仕様書の趣旨を理解しているか。	5
運行計画	・仕様書に示した運行計画に従い、十分かつ実施可能な計画を提示しているか。	10
安全運行	・運転手に対する教育を含め、安全管理、安全運転に関する十分な対応ができる体制か。 ・緊急時の連絡体制は十分か。	10

独自提案等	・仕様書に示した内容に加え、特に令和2年度実証運行において課題となった「運行ルート・ダイヤ」「運賃及びその收受方法」「バリアフリー」「周知・PR」を中心に、より利用しやすくなるような提案がなされているか。	30
プレゼンテーション	・業務に取り組む意欲、積極性が感じられ、根拠や知識の裏付けなどにより説得力があるか。 ・コミュニケーション能力が高く、分かりやすい説明や受け答えができるか。	5
合 計		100

### (3) 審査項目の採点基準

採点は、次に示す5段階評価による得点の付与を上記(2)に示す評価項目ごとに行い、合計得点を算定する。

評価	判断基準	得点化方法
A	特に優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.8
C	平均的な内容である	各項目の配点×0.6
D	仕様は満たしているが、内容が乏しい	各項目の配点×0.4
E	提案ができていない	各項目の配点×0

#### 11. プレゼンテーション審査について

本プロポーザルの審査は、審査委員が、本要領10で示す評価方法及び評価基準に基づいて提出書類及びプレゼンテーション審査を行い、最も優れている提案を特定する。

なお、プレゼンテーションの実施方法等については、次のとおりとする。

- ・プレゼンテーションの準備は5分以内とする。
- ・プレゼンテーションの時間は1事業者当たり15分以内とする。
- ・プレゼンテーションの実施終了後、約10分の質疑応答時間を設ける。
- ・プレゼンテーション会場への入場者は3名以内とし、業務の主担当者が説明等の対応を行うこと。
- ・プレゼンテーションは、提出書類を用いて行うものとし、当日の差替えや資料の追加は認めないものとする。
- ・プレゼンテーションに必要となるスクリーン、プロジェクター等は、本市で用意するものとする。なお、パソコンについては、各参加事業者で用意すること。

- ・実施日 令和3年5月13日(木)午後2時から(開始時刻は予定)
- ・実施場所 館山市役所内会議室(住所:館山市北条1145-1)  
会場等の詳細は、審査に参加する事業者に追って通知する。

## 12. 業者選定結果の通知

選定結果を電子メールにより通知したうえで、結果通知書(様式6)を郵送する。

### (1) 通知予定日

令和3年5月17日(月)

- ### (2) 審査の内容についての問合せには一切応じないものとする。また審査結果に対する異議申立ては受理しないものとする。

## 13. 選定結果の公表

選定結果については、下記のとおり公表する。

### (1) 公表事項

参加事業者名(受託候補者のみ) 各評価項目得点、合計得点 等

### (2) 公表方法

館山市公式ホームページ内に掲載する。

## 14. 契約の締結

- ### (1) 受託候補者と業務の詳細を協議のうえ、契約を締結する。

(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約)

- ### (2) 受託候補者に事故があり、契約締結が不可能となった場合又は受託候補者との協議が整わない場合、次点者と業務の詳細等を協議のうえ、契約を締結する。 なお、受託候補者と契約が締結された場合、次点者へ速やかに連絡する。

- ### (3) 契約に係る前払金の支払は行わない。

## 15. その他

- ### (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。

- ・提案書等の必要書類を期日までに提出しない場合
- ・本要領4の参加資格を満たしていないと判断される場合、又は契約日までの間に参加資格を満たさなくなった場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・見積額が提案上限額を超えている場合
- ・プレゼンテーション審査に理由なく欠席又は遅刻した場合
- ・選考の公平性を害する行為があった場合
- ・前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があったときなど、審査会委員長が失格であると認めた場合

- ( 2 ) 参加意向申出書及び提案書の作成、提出並びにプレゼンテーション等に関する必要経費は、すべて当該提案者の負担とする。
- ( 3 ) 提出書類は、返却しない。
- ( 4 ) 参加申請書及び提案書等の提出後は、記載内容の変更を認めない。
- ( 5 ) 提案書等の作成のために本市から受領した資料等は、了解なく公表し、又は使用してはならない。
- ( 6 ) 本業務に係る情報公開請求があった場合は、館山市情報公開条例に準じ、提出書類を公開することがある。
- ( 7 ) 提案者が一者でも、受託候補者の選定を行う。ただし、価格評価点（30点、自動計算）を除く評価項目の点数（70点）について、審査委員全員の平均点が42点（平均的な内容）以上となった場合に限る。
- ( 8 ) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。

#### 16 . 担当部局及び書類等提出先

〒294-8601

千葉県館山市北条 1145-1

館山市総合政策部企画課 公共交通係

電話：0470-22-3163 FAX：0470-23-3115

E-mail：[kikakuka@city.tateyama.chiba.jp](mailto:kikakuka@city.tateyama.chiba.jp)